

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間の延長

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の基礎支援金の申請期間を1年間延長して取り扱う決定が、宮城県より通知されましたのでお知らせします。(既に受給された方への追加支援ではありません。)基礎支援金の申請が未申請となっている方につきましては、お早めに申請ください。

◆今回の改正点

基礎支援金 (被害の程度によって支給されるもの) 申請期限:平成28年4月10日⇒平成29年4月10日

加算支援金 (生活再建の方法に応じて支給されるもの)※ 申請期限:平成30年4月10日

◆延長を行う理由

- ①住宅の解体が相当数見込まれる中で、解体業者の不足により宮城県内全域で解体工事が滞っている状況であり、解体工事が終了するには時間を要するため。
- ②住民票を移さずに一時避難をしている被災者は、その転居先を把握することが困難である場合が多く、支援制度を周知するには時間を要するため。

◆対象となる区域及び世帯 宮城県内全市町村

※注意事項 (加算支援金)

- ①加算支援金の申請は原則、被災当時の世帯主の方の申請となります。
- ②加算支援金は、家屋を新築または購入、家屋を補修、民間賃貸アパート又は貸家(みなし仮設住宅及び公営住宅等を除く)の契約をしている場合に、申請することができます。
- ③自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住する場合も対象となります(住宅の借受者が実際に入居しない場合は対象となりません)。
- ④基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請ができます。
- ⑤加算支援金について、「賃貸」50万円の申請・受給した後に、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。ただし、この場合、支給額は「賃貸」の50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円(複数世帯の場合)となります(2回目に「賃貸」から「補修」で申請する場合も差額支給となります)。
- ⑥「補修」で受給済みの場合、「建設・購入」による再申請(差額申請)は原則できません。
- ⑦申請に必要な書類については、保健福祉課被災者支援係までお問い合わせください。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

暮らしの復興無料相談会を開催します

震災で被災された方をはじめ住民の皆様のさまざまな悩みや生活再建の相談に応じるため、南三陸町及び東北管区行政評価局の共催により、国、県、町、日本年金機構等が合同で標記相談会を開催します。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください(被災された方だけでなく、一般の方の相談も受け付けます)。なお、税理士及び司法書士への相談は予約制です。(下記参照)

- ◆日時 2月24日(水) 午前10時から午後2時まで
- ◆場所 役場2階大会議室
- ◆参加予定機関等 仙台法務局、日本年金機構石巻年金事務所、東北税理士会、宮城県司法書士会、宮城県、南三陸町、行政相談委員、東北管区行政評価局
- ◆相談例 土地の名義を変更したい、隣地との境界を確定したい、年金の受給資格を知りたい、土地を売る場合どのような税金がかかるのか、被災者に対してどのような支援があるかなど。

<税理士・司法書士への相談(予約制)>

税理士・司法書士が無料で相談に応じます(1組20分、各9組まで)。
予約の受け付けは2月5日(金) 午前9時から開始します。
※予約に空きがあれば、当日の申し込みも受け付けます。

予約・問い合わせ 総務省東北管区行政評価局行政相談課 ☎022-262-7839

被災した住宅用地の買取申出・申込はお済みですか？

町では、災害危険区域内において被災した住宅用地の買い取りを行っています。買い取りを希望する方で、**まだ買取申出書・買取申込書を提出されていない方はお早めに提出をお願いします。**なお、買い取りを希望するが、**相続・抵当権等でお困りの方、その他不明な点がある方は、管財課用地調整係までお問い合わせください。**

問い合わせ 管財課用地調整係 ☎46-1381



町営住宅入居者募集

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

●災害公営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	3人以上
	4DK(戸建)	2戸	4人以上

●町営住宅

住宅名	部屋タイプ	募集戸数
町営伊里前下住宅	3K	1戸

- ・【災害公営住宅】に入居申し込みできる方は、東日本大震災により住宅を滅失(流失)した方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・【町営住宅】に入居申し込みできる方は、月額所得158,000円を超えない方で、現在、住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・募集期間は、2月1日(月)から2月12日(金)までです。
- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- ・申込者数が、募集戸数を超える場合には、抽選となります。
- ・入居可能予定日は、3月23日(水)です。

問い合わせ 宮城県住宅供給公社 ☎0225-21-5657
建設課建設総務係 ☎46-1377

水産加工業人材確保支援事業費補助金

「水産加工業人材確保支援事業費補助金」は、東日本大震災で大きな被害を受けた当町の基幹産業である水産加工業の復興・生産能力向上を促進するため、中小水産加工業者が実施する従業員確保に向けた取り組み(宿舍整備及び宿舍借上げ)を支援する制度です。

- ◇補助対象者 町内に事業所を有する中小水産加工業者
- ◇補助対象事業 町内において従業員確保のために実施する下記の事業です。
 - (1) 宿舍整備事業 従業員宿舍の新築、修繕及び増築に係る経費
補助額は補助対象経費の4分の1以内。上限1,000万円。ただし、宮城県水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金の交付決定を受けた事業に限ります。
 - (2) 宿舍借上げ事業 従業員宿舍の借上げに係る経費
補助額は補助対象経費の2分の1以内。上限180万円。ただし、平成27年度以降の新規雇業者1人あたり月額3万円を限度とします。
- ◇事業期間 原則として、平成28年3月31日までとします。
- ◇申込方法 産業振興課に用意してある関係様式にて、申し込みください。
※事業の詳細は、町ホームページに掲載しており、関係様式もダウンロードすることができます。

申込・問い合わせ 産業振興課水産業振興係 ☎46-1378

町民バス(災害臨時バス)の有料化について

町では、無料で運行している町民バス(災害臨時バス)を平成28年4月1日からの有料化に向けて、現在、準備をすすめております。

乗車運賃等につきましては、地域公共交通会議の決定を経た上で町民皆さまにお知らせすることとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371